

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人里仁会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県中央市下河東 1110 番地（山梨大学医学部附属病院内）に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、国立大学法人山梨大学医学部（以下「医学部」という。）及び医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の運営等に関する協力、患者さん等に対する慰安及び救援並びに地域医療の振興助成等を行い、もって健全な社会福祉の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学部及び附属病院に対する教育研究協力助成並びに医学研究に対する協力団体事業の助成
- (2) 附属病院の運営に関する協力助成
- (3) 患者さんの療養に必要とする各種のサービスの提供及び慰安・救援事業
- (4) 患者さん等及び関係者に対する生活必需品等の供給
- (5) 地域保健医療に対する知識の普及等に関する振興助成事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 9 条 この法人が借り入れ（短期借入金を除く。）をしようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(余剰金の分配)

第 10 条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に、評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員会会長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員の報酬等は無報酬とする。ただし、評議員会、理事会等に出席する外部評議員については、国立大学法人山梨大学が定める旅費規程に基づく、旅費を支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構 成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び費用等に関する支給基準
- (3) 外部評議員に対する費用弁償等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後、3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事が招集するものとする。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。ただし、評議員会会長が欠けたとき又は評議員会会長に事故があるときは、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び費用等に関する支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合、理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁気的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁気的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員、理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 6 章 役員及び顧問

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上6名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第3項に定める代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族、その他の当該理事と法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

(理事の職務の権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、何時でも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会の決議した報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等及び費用等の支給規程による。

(役員の損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 前項の規定において、理事又は監事は、免除することに異議がある場合には、3か月以内に理事会に対し異議を述べることができる。この場合、理事会は、各評議員にこの旨を通知しなければならない。

(顧問)

第32条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 顧問は、無報酬とする。

第 7 章 理 事 会

(設置)

第33条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第35条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事又は各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において出席した理事の中から互選により選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁気的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長（理事長が理事会に出席できなかつた場合は、出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条について適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失により、この法人の目的たる事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が発令する。

- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公 告)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は渡辺 徹、常務理事は有井博文とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

塚原 重雄

佐藤 義男

坂本 桂

白沢 一男

藤井 秀樹

鈴木久美子

- 5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

渡辺 徹

有井 博文

松田 兼一

中村 徹

依田 正勝

- 6 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

小川 昌志

相川 勝則

7 財団法人里仁会寄附行為は、附則第2項に定める解散の登記の日に廃止する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。